

1 用語の説明

基本的にはページ順に記載するも、関連用語がある場合はページを飛ばして記載

頁	用語	意義
1	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 をいう。
10	武力攻撃事態	我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、国の基本指針では、 4類型を対象 としている。 ① 着上陸侵攻 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
48	武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、 事態が緊迫し、武力攻撃が予想されるに至った事態 をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をあわせて「武力攻撃事態等」と定義している。
1	基本指針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき 政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 をいう。
2	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人数を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるにいたった事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、 国家として対処することが必要なもの をいう。
3	国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、 国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会 をいう。
3	自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連携し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、 効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織 をいう。
3	国際人道法	武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状況において、お互いが最低限守るべき 人道上のルールを定めたもの 。（1949年のジュネーブ条約4条約）と（1977年の2つの追加議定書）を中心とした条約と慣習法の総称
4	要避難地域	国の対策本部長が示す 住民の避難が必要な地域
4	NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃をいう。
57	核攻撃（核兵器）	核反応による爆発を大量破壊に用いる目的で作られた兵器の総称
13	生物剤（生物兵器）	細菌やウイルス、あるいはそれらが作り出す毒素 などを使用し、人や動物に対して使われる兵器のこと。（炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素等）
13	化学剤（化学兵器）	毒ガスなどの毒性化学物質 を使い、人や動物に対して被害を与えるために使われる兵器のこと。（サリン、マスタード、ホスゲン、VX、ガス等）

頁	用語	意義
5	市対策本部	国民保護法に基づき、 市が設置する対策本部 のことをいう。武力攻撃事態発生時に、 政府が決定し、指定された市町村が設置
16	市対策本部長	市が設置する対策本部長をいい、国民保護法により、 市長をもって充てる。
10	ゲリラ	小部隊による奇襲などで 敵を混乱させる戦法 。また、 その部隊や戦闘員 のこと。
10	弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのこと。 弾頭には通常弾頭とNBC弾頭の使用が考えられる。
11	NBC弾頭	ミサイル弾頭に、 核や化学剤又は生物剤を使用したもの。
11	ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、 放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾 をいう。
11	緊急通報	武力攻撃が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による 住民の生命、身体または財産に関する危険を防止するため知事が発令する情報
13	放射性降下物	フォールアウトともいう。核兵器や原子力事故などで生じた 放射性物質を含んだ塵 をいう。
14	特殊標章等	ジュネーブ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを 攻撃対象としてはならない旨規定している 。そして、軍関係以外の医療組織及び医療手段を保護するため、 特殊標章（赤十字腕章等）と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。
85	赤十字腕章	また、特殊標章（文民保護標章）や身分証明書は、占領地域及び戦闘が現に行われており又は行われるおそれのある地域において、国民保護措置を行うもの及びその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、 武力攻撃から保護されるもの。
84	ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書	ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。 ①第一条約 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善について ②第二条約 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善について * ①②趣旨『戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない』 ③第三条約 捕虜の待遇に関する条約 * ③趣旨『捕虜は人道的に取り扱わなければならない』 ④第四条約 戦時における文民の保護について ○ 第一追加議定書 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 * ④○趣旨『非戦闘員である文民は保護されなければならない』

頁	用語	意義
14	避難施設	住民を避難させ又は避難住民の救援を行うための施設 自然災害の指定避難所との相違点は、自然災害の指定避難所の指定は市長が、国民保護の避難施設の指定は知事が指定する。
15	緊急事態連絡室	現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、市としての 的確かつ迅速に対応 するために 市長を室長とし、必要な構成員をもって設置される対策室
16	事態認定	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態であることを 政府が認定 すること。
17	特定物資	大気汚染防止法施行令第10条 で定める、人の健康又は生活環境に関わる被害を生じさせるおそれのある、 アンモニア、フッ化水素、一酸化炭素、硫酸 などをいう。
17	応急公用負担	行政機関が、応急措置を実施するため緊急に必要があると認めるときは、正当な補償のもと、現場の土地、工作物又は物件を使用したり、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を行うこと。
20	非常通信協議会	人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、 国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会
22	防災行政無線	道、市町村、関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、 防災情報や一般行政用務の通信・放送 をするために用いる 無線システム
27	避難行動要支援者	次のいずれかに該当するものをいう。 ① 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 ② 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 ③ 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 ④ 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、乳幼児、障害者、外国人等 が考えられる。
27	避難実施要領のパターン	危険な状態及び危険な事態が切迫している状況下において、対象となる脅威、それぞれに対して、 住民の避難行動のパターン をあらかじめ設定しておくこと。 対象の脅威 着上陸侵攻、弾道ミサイル、ゲリラ、航空攻撃
30	安定ヨウ素剤	核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つで、放射線ヨウ素 がある。人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺が集中的に被ばくを引き起こすことになる。一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に 安定ヨウ素を服用 しておくこと、 甲状腺に入る量を少なく することができる。

頁	用語	意義
4 1	道対策本部	国民保護法に基づき、 道が設置する国民保護対策本部 のことをいう。 事態発生の場合には、政府が閣議決定し、該当する都道府県を指定する。
4 1	道対策本部長	道の対策本部長のことで、国民保護法により、 知事をもって充てる 。
4 1	国の対策本部	事態対処法に基づき、対処方針が定められたときに、 内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部
4 1	国の対策本部長	事態対処法に基づく、国の対策本部長をいう。 内閣総理大臣をもって充てる 。(不在時には、あらかじめ指名する国務大臣をあてる。)
4 3	国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長の求めがあった場合に実施する、 国民保護措置のための自衛隊派遣
5 6	危険物質等	引火・爆発又は空気中への飛散・周辺地域への流出により、住民の生命、身体または財産に対する危険が生じるおそれがある物質で、 危険物、毒薬、劇薬、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物 など。
7 4	トリアージ	傷病者を重症度、緊急度などによって分類し、 治療や搬送の優先順位を決めること である。

2 関係機関の連絡先

○国の関係機関（自衛隊含む）

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 F A X
紋別海上保安部	警備救難課	紋別市港町5丁目3番10号	TEL 0158-23-0118 FAX 0153-23-0118
網走地方气象台		網走市台町2丁目1-6	TEL 0152-43-4349 FAX 0152-43-4382
網走開発建設部 興部道路事業所		紋別郡興部町字興部120番地2	TEL 0158-82-2155 FAX 0158-82-2034
網走開発建設部 遠軽開発事業所		紋別郡上湧別町中湧別895番地4	TEL 0158-42-2181 FAX 0158-42-6384
網走開発建設部 紋別港湾事務所		紋別市弁天町1丁目 2番10号	TEL 0158-23-5281 FAX 0158-23-6803
網走西部森林管理署 西紋別支署	総務課	紋別郡滝上町滝美町	TEL 0158-29-2231 FAX 0158-29-2242
陸上自衛隊 第25普通科連隊	第3科	紋別郡遠軽町向遠軽272	TEL 0158-42-5275 FAX 0158-42-5275
函館税関 釧路税関支署 紋別出張所		紋別市新港町2丁目28番地の2 紋別市港湾合同庁舎内	TEL 0158-23-3500 FAX 0158-23-3507
小樽検疫所 紋別出張所		紋別市新港町2丁目28番地の2 紋別市港湾合同庁舎内	TEL 0158-23-5440 FAX 0158-23-5434
札幌入国管理局 紋別事務室		紋別市新港町2丁目28番地の2 紋別市港湾合同庁舎内	TEL 0158-23-5944

○道の関係機関（道警察含む）

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 FAX
北海道	総務部 危機対策局	札幌市中央区北3条西6丁目	TEL 011-231-4111 時間外直通 011-204-5014 FAX 011-231-4314
オホーツク 総合振興局	地域振興部 地域政策課	網走市北7条西3丁目	TEL 0152-41-0623 FAX 0152-44-7261
北海道教育庁 オホーツク教育局	企画総務課	網走市北7条西3丁目	TEL 0152-41-0748 FAX 0152-43-0200
オホーツク総合振興 局保健環境部紋別地 域保健室		紋別市新生39番地42	TEL 0158-24-2196 FAX 0158-24-2220
オホーツク総合振興 局網走建設管理部 紋別出張所	企画総務課 企画調整係	紋別市南が丘町1丁目6番地の1	TEL 0158-23-3108 FAX 0158-23-1009
北海道北見方面 紋別警察署	警備課	紋別市南が丘町1丁目5番16号	TEL 0158-23-0110 FAX 0158-23-0110
北海道オホーツク 紋別空港管理事務所	管理係	紋別市小向19番地3	TEL 0158-24-1336 FAX 0158-24-1338

○関係市町村等

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 FAX
紋別市役所	総務部 庶務課	紋別市幸町2丁目1番18号	TEL 0158-24-2111 FAX 0158-24-6925
紋別市教育委員会	学務課	紋別市幸町3丁目1番8号	TEL 0158-24-2111 FAX 0158-23-1388
紋別地区消防組合	消防本部	紋別市幸町2丁目1番18号	TEL 0158-23-0119 FAX 0158-24-3632
紋別市 港湾管理事務所		紋別市新港町2丁目28番地の2 紋別市港湾合同庁舎内	TEL 0158-24-2828 FAX 0158-23-4517
紋別市花園浄水場		紋別市花園町8丁目	TEL 0158-23-4624 FAX 0158-23-5589
アクアセンター		南が丘町1丁目12-1	TEL 0158-24-4509 FAX 0158-23-5078
紋別市役所 上渚滑支所		紋別市上渚滑町11丁目36番地	TEL 0158-25-2211 FAX 0158-25-2353
紋別市役所 渚滑出張所		紋別市渚滑町6丁目2番地の3	TEL 0158-23-2919 FAX 0158-24-5071
紋別市 廃棄物埋立処分場		紋別市新生	TEL 0158-23-4969 (計量所) FAX 0158-23-4969
紋別リサイクル センター		紋別市上渚滑町下渚滑 417番地の8	TEL 0158-23-4969 (計量所) FAX 0158-23-4969
興部町役場	住民課	紋別郡興部町字興部710番地	TEL 0158-82-2131 FAX 0158-82-4508
滝上町役場	住民生活課	紋別郡滝上町旭町	TEL 0158-29-2111 FAX 0158-29-3588
湧別町役場	総務課行政 管理グループ	紋別郡湧別町栄町112番地の1	TEL 01586-5-3761 FAX 01586-5-2283
遠軽町役場	総務課 防災担当	紋別郡遠軽町1条通北3丁目 1番地1	TEL 0158-42-4811 FAX 0158-42-3688
旭川市消防本部		旭川市7条通10丁目	TEL 0166-23-4556 FAX 0166-24-2229

○報道機関・医療機関等

名 称	所 在 地	電 話 FAX	備 考
日本放送協会 (NHK) 北見放送局	北見市北斗町2丁目3番24号	TEL 0157-23-4181 夜間・緊急 0157-23-2353 FAX 0157-31-5663	夜間電話は 旭川に転送される
北海道新聞 紋別支局	紋別市花園町2丁目2番30号	TEL 0158-24-2110 FAX 0158-24-7349	
北海民友新聞社	紋別市南が丘町1丁目15番6号	TEL 0158-24-3278 FAX 0158-23-2552	
広域紋別病院	紋別市落石町1丁目3番37号	TEL 0158-24-3111 FAX 0158-24-3112	
社団法人 紋別医師会	紋別市花園町1丁目3番3号	TEL 0158-24-3795 FAX 0158-23-4646	
紋別歯科医師団	紋別市渚滑町4丁目97 高橋歯科医院内	TEL 0158-24-4618	
大原病院	紋別市幸町4丁目1番16号	TEL 0158-23-3151	診療科：内・消
小林整形外科	紋別市真砂町2丁目3番25号	TEL 0158-23-6116	整外・リハ
幸栄病院	紋別市幸町6丁目1番8号	TEL 0158-24-3356	内・外・整外
曾我クリニック	紋別市大山町4丁目14番地1	TEL 0158-23-6811 FAX 0158-23-6388	人工透析
武田医院	紋別市花園町4丁目4-7-13	TEL 0158-23-2840	内・呼・皮
紋別市立 上渚滑診療所	紋別市上渚滑町更生291-3	TEL 0158-25-2331	内・外・小
紋別みなと病院	紋別市本町3丁目2番3号	TEL 0158-23-2032	内・外・小・泌・皮
紋別市休日夜間 急病センター	紋別市落石町4丁目8-5	TEL 0158-24-9955 FAX 0158-24-9955	

○その他の機関

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 FAX
東日本電信電話株式会社北海道東支店 北見営業所	総括担当	北見市中央町2-18 NTT中央ビル	TEL 0157-21-2250 FAX 0157-66-2045
北海道電力株式会社 送配電カンパニー 紋別ネットワーク センター	お客様 センター	紋別市本町7丁目2番26号	TEL 0158-24-3121 FAX 0158-24-6639
日本郵便株式会社 紋別郵便局	総務課	紋別市幸町3丁目1番13号	TEL 0158-23-2631 FAX 0158-24-7419
日本赤十字社北海道 支部紋別市地区		紋別市幸町2丁目1番18号 紋別市役所社会福祉課内	TEL 0158-24-2111 FAX 0158-24-6925
北紋バス株式会社		紋別市元紋別678番地	TEL 0158-24-2165 FAX 0158-24-2710
道北バス株式会社	総務課	旭川市近文町16丁目 2698の1	TEL 0166-51-0111 FAX 0166-51-5440
北海道中央バス株式 会社（中央バス）	札幌北 営業所	札幌市東区北49条東2丁目1-1	TEL 011-751-2637
ジェイ・アール北海 道バス株式会社 （JRバス）	札幌営業所	札幌市中央区北2条東5丁目1-1	TEL 011-241-3771
北海道北見バス株式 会社（北見バス）	自動車部	北見市南町1丁目5-4	TEL 0157-68-1011
株式会社 紋別観光振興公社		紋別市幸町5丁目24番1号	TEL 0158-23-3100 FAX 0158-23-1660
オホーツク・ガリン コタワー株式会社		紋別市海洋公園1番地	TEL 0158-23-1100 FAX 0158-24-9911
紋別地方石油業 協同組合		紋別市幸町5丁目1番24号	TEL 0158-24-2061 FAX 0158-24-2061
紋別漁業協同組合		紋別市港町6丁目5番2号	TEL 0158-24-2131 FAX 0158-24-1680
オホーツクはまなす 農業協同組合		紋別市本町3丁目1番31号	TEL 0158-23-5211 FAX 0158-23-7186

オホーツク中央 森林組合		紋別市元紋別268番地の2	TEL 0158-23-2131 FAX 0158-23-2132
紋別市町内会 連絡協議会		紋別市幸町7丁目1番10号 総合福祉センター内	TEL 0158-24-3388 FAX 0158-24-3388
紋別市 社会福祉協議会		紋別市幸町7丁目1番10号 総合福祉センター内	TEL 0158-24-3388 FAX 0158-24-3388
紋別市 総合福祉センター		紋別市幸町7丁目1番10号	TEL 0158-24-3388 FAX 0158-24-3388
紋別商工会議所		紋別市本町4丁目1番16号	TEL 0158-23-1711 FAX 0158-23-3611
紋別市国際交流組合		紋別市港町5丁目3番4号	TEL 0158-26-2744 FAX 0158-24-7322
国際ソロプチミスト 紋別		紋別市落石町3丁目21-22	TEL 0158-24-8559

3 紋別市国民保護対策本部及び紋別市緊急対処事態対策本部条例

〔平成18年3月23日〕
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、紋別市国民保護対策本部及び紋別市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 紋別市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、紋別市国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

2 紋別市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 紋別市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 部にそれぞれ部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、紋別市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 紋別市国民保護協議会条例

平成18年3月23日
条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、紋別市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 紋別市国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、紋別市国民保護協議会条例（平成18年紋別市条例第4号、以下「協議会条例」という）第6条の規定により、紋別市国民保護協議会（以下「協議会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(委員の異動報告)

第6条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項第1号から第7号に掲げる委員に異動があったときはその後任者は直ちに職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年7月7日から施行する。

6 紋別市国民保護協議会の公開について

平成18年7月7日策定

1 会議の公開

- (1) 紋別市国民保護協議会の会議は、公開とする。
- (2) 公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、相当の理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- (3) 会長は、会議の公開にあたり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の制限その他の必要な制限を課すことができる。

2 資料の公開

協議会の資料については、審議の途中にあるもの、その他公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど、相当の理由があると会長が認めるものを除き、公開するものとする。

7 紋別市国民保護協議会傍聴要領

平成18年7月7日策定

1 傍聴する場合の手続

- (1) 紋別市国民保護協議会の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、職業、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員(10名)になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、北海道国民保護協議会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

8 各種様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した

による被害（第 報）

年 月 日 時 分
紋 別 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 紋別市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
紋別市長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	*連絡先その他必要事項	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

紋別市国民保護計画別冊
資料編

紋別市総務部庶務課庶務係

TEL 0158-24-2111（内線 4 0 1）

